

24 会 監 第 111 号

平成24年8月9日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 松 川 和 夫

会津若松市監査委員 近 藤 信 行

平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年7月13日付け24総第419号で審査に付された平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 23 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された平成 23 年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 24 年 7 月 18 日から平成 24 年 8 月 9 日まで

3 審査の方法

審査に付された平成 23 年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が財政健全化法に基づき適正に作成されているかどうかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と関係諸帳簿及び資料との照合を行ったほか、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

ア 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に定める健全化判断比率

(単位：%)

項 目	本市の数値		法に定める基準 (平成 23 年度)	
	平成 23 年度	平成 22 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.86	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.86	30.00
実質公債費比率	16.5	17.4	25.0	35.0
将来負担比率	83.5	109.3	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、「—」で表示される。

イ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 2 項に定める資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	平成 23 年度	平成 22 年度	経営健全化基準
会津若松市水道事業会計	—	—	20.0
会津若松市湊町簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市西田面簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市観光施設事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市下水道事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市地方卸売市場事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市個別生活排水事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計	—	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額がないため、「—」で表示される。

(2) 個別意見

健全化判断比率のうち、**実質赤字比率**及び**連結実質赤字比率**については、対象となる全ての会計において黒字であることから、比率として表記される数値はなかった。

実質公債費比率については、3カ年平均で 16.5%となり、起債発行許可基準である 18%を下回った前年度と比べて 0.9 ポイント下がった。

将来負担比率については、83.5%となり前年度と比べて 25.8 ポイント下がった。これは、「地方債の現在高」をはじめとする比率算定の分子を構成している要素の減額と、分子から差し引くことができる「充当可能基金」である財政調整基金の増額及び復興基金の新規造成等によるものである。

実質公債費比率や将来負担比率は、これまでの公債費負担適正化に向けた取組により、着実に数値の改善が図られているものの、比率算定の分母にあたる標準財政規模は、算定要素である普通交付税の額や臨時財政対策債発行可能額の増減により変動することから、更なる比率低減に向け、引き続き市債の適正な管理に努められたい。

資金不足比率の状況については、該当するいずれの会計においても、資金不足額はなく比率として表記される数値はなかった。